

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定に関するQ&A

〈認定制度について〉

○申請はいつでもすることができますか？

県が指定する申請受付期間においてのみ、申請を行うことができます。申請受付開始については、県のHP等で案内しています。

○認定の申請をするための条件は何ですか？

「岐阜県建設人材育成企業」として登録されていることが必要です。

なお、登録の対象者は、岐阜県内に本店をおく建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けている建設業を営む者）又は建設関連業者（岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に記載されている者のうち、建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務）を行う者）です。

※登録の届出と認定の申請を同時に提出いただくことも可能です。

○認定の有効期間はありますか？

認定の有効期間は、認定の開始日から「岐阜県建設人材育成企業」の登録の有効期間までとなります。（最長で3年）

有効期間の満了後も、引き続き認定を受けることを希望される場合は、県の指定する募集期間内に再度申請をしていただくことが必要となります。

○既に登録を受けた企業が認定申請のみを行う場合、登録の届出を改めて提出する必要はありますか？

既に登録を受けている企業が、新たに認定申請を行う場合、「岐阜県建設人材育成企業登録届出書」を提出していただく必要はありません。

申請の結果、認定された場合における登録の有効期間は、当該認定の通知日から3年を経過する日の属する12月31日までとなります。

○企業の名称や代表者が変更となった場合、どうしたらいいですか？

「岐阜県建設人材育成登録・認定変更届出書（第4号様式）」に変更事項を記入のうえ、ご提出をお願いします。

〈認定基準について〉

○認定されない場合もありますか？

一定の評価に達しない場合は、認定されません。

認定基準については、建設業者、建設関連業者ともに下記のとおりです。

ゴールドランク・・・合計18点以上

評価区分別 I・Ⅲについて各5点以上、Ⅱについて4点以上

シルバーランク・・・合計15点以上

評価区分別 I・Ⅲについて各3点以上、Ⅱについて2点以上

ブロンズランク・・・合計12点以上

評価区分別 I・Ⅲについて各2点以上、Ⅱについて1点以上

○いったん認定を受けた後に、上位のランクとなるため、再度申請することはできますか？

認定を受けた後に、評価項目についての取組みを強化された場合、認定の有効期間中であっても、ランクの変更申請をすることができます。

変更申請は、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定ランク変更申請書(様式第3)」を県の指定する受付期間内に提出することが行なうことができます。

なお、ランク変更後の有効期間は、ランク変更の通知日から3年を経過する日の属する12月31日までとなります。

○ランク変更申請する際には、前回と変更のある項目のみ申請すればよいのですか？

ランク変更申請を行っていただく際には、ご申請いただく際の基準日における取組内容を全て申請いただく必要があります。(確認書類も必要)

○審査はどのように行われるのですか？

提出いただいた申請書類をもとに、原則書面での審査を行いますが、県の職員が申請企業を訪問し、ヒアリング調査や関連書類の確認を行うことがあります。